

Weekly Report

第685号
令和5年2月13日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月27日施行「相続土地国庫帰属制度」Q&A

相続等によって取得された土地が管理できないまま放置され、所有者不明土地となることを防ぐため、土地の所有権を取得した相続人が法務大臣に申請して承認を受けることで、土地を手放して国に引き取ってもらえる「相続土地国庫帰属制度」が本年4月27日から施行されます。

◆Q&A

Q. だれでも申請できる？

A. 相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば申請できますが、売買などによって自ら土地を取得した方や法人は対象外です。なお、土地が共有地である場合には、共有者全員で申請する必要があります。

Q. どんな土地でも国庫への帰属が認められる？

A. 法律で定められている帰属の承認ができない土地が(*建物がある、*土壌汚染がある、*危険な崖がある、*他人によって使用されるなど)に該当しない場合であれば、帰属の承認が受けられま

す。

Q. 制度の施行前に相続等した土地は対象になる？

A. 対象になります。数十年前に相続で取得した土地でも利用できます。

Q. 手続等に費用はかかる？

A. 申請時に審査手数料(金額は未定)の納付、帰属の承認を受けた場合に負担金(10年分の土地管理費相当額)の納付が必要となります。負担金額は承認を受けた土地が該当する種目(宅地、田・畑、森林、その他)ごとに定められていますが、面積に応じた算定が必要となる土地(一部の市街地の宅地、一部の市街地・農用地区域等の田・畑、森林)を除き、20万円となります。

上場株式等に係る所得の課税方式の選択

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等(源泉徴収口座に限る)については、所得税と個人住民税でそれぞれ異なる課税方式を選択することができます(例えば、配当所得等について所得税は総合課税又は申告分離課税で申告、住民税は申告不要とするなど)。

令和4年度税制改正により、この取扱いが見直され、令和6年度の個人住民税(令和5年分確定申告)から所得税で選択した課税方式と一致させることになり、異なる課税方式を選択することができなくなります。そのため、所得税と異なる課税方式を選択できるのは令和5年度の個人住民税(令和4年分確定申告)までとなります。

令和5年度の雇用保険料率は引上げ

新型コロナに伴う雇用調整助成金の支給等により雇用保険財政が厳しい状況を踏まえて、令和5年度の雇用保険料率は0.2%(事業主・労働者ともに0.1%ずつ)の引上げとなり、長年引下げられていた両立が本則に戻ります。

これにより、本年4月から一般の事業は1.55%(事業主0.95%、労働者0.6%)、農林水産・清酒製造の事業は1.75%(事業主1.05%、労働者0.7%)、建設の事業は1.85%(事業主1.15%、労働者0.7%)に変更となります。